

特殊法人に関する調査結果に基づく通知

- 公団、事業団等の財務内容等に関する調査結果
のフォローアップを中心として -

平成14年 7 月

総務省行政評価局

前書き

特殊法人は、社会資本の整備や政策的な融資、社会政策的な事業の展開を担うなど、行政の一翼を担う法人であり、国の政策過程における実施部門として大きな役割を果たしてきた。しかし、特殊法人の事業内容やその運営等については、従来から様々な問題点が指摘されており、政府は、行政の減量化と新たな時代への要請にこたえる観点から、その改革の推進に取り組んできている。

総務省行政評価局（平成13年1月の中央省庁再編前は、総務庁行政監察局）は、特殊法人について財務内容の公開が強く求められていることを受け、行政監察の結果に基づき行った勧告（平成8年12月）を踏まえ、特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案の取りまとめに当たるなど、特殊法人のディスクロージャーの推進に寄与してきた。

総務庁行政監察局（当時）では、平成9年12月から12年11月にかけて、公団・事業団を中心とする34法人について一連の特殊法人の財務内容に関する調査を実施した。一連の調査は、すべての特殊法人について統一的なディスクロージャーが平成8会計年度分から実現して特殊法人の経営内容を把握・分析する基盤が整ったことを踏まえ、特殊法人の財務の状況をより分かりやすく明らかにするとともに、各法人が担う事業や事務をいわば経営分析的な観点から評価することを目的として、実施したものである。

このため、一連の特殊法人の財務内容に関する調査においては、従来の行政監察のような個別的な運営の改善を求める勧告は行っていない。むしろ、特殊法人又はその事業が当面する大きな課題等を財務的な側面から明らかにすることにより、その経営状況を全体的に評価することに力点を置いた。また、調査結果の公表を幅広く特殊法人の在り方の見直しを進めるための一つの出発点と位置付け、広範かつ十分な情報提供を行うことに努めた。

調査結果の公表を契機に、提起した課題に対する当該特殊法人及びその所管官庁の取組の状況を把握し、必要に応じ更なる推進を図るべきであるとの声が各方面から当局に寄せられた。

他方、特殊法人改革をめぐる情勢は、平成12年末以降、大きな転換をみせた。具体的には、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）において、「すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本の見直しを行うこととされるとともに、13年6月には、この特殊法人等の見直し作業に法的な枠組みを与える特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）が成立した。同法の下、内閣総理大臣を本部長とする特殊法人等改革推進本部において、特殊法人等の事業内容の徹底した見直しとその結果を踏まえた組織形態の見直しが行われた結果、13年12月19日、廃止、民営化、独立行政法人化等の組織形態の改革及び事業内容の見直し等、17年度末までの「集中改革期間」中に政府として実現を図る特殊法人改革の内容を定めた「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定された。

この調査は、以上のような状況を踏まえつつ、一連の特殊法人の財務内容に関する調査結果に基づき提起した課題について、その後の改善措置状況をフォローアップし、留意すべき点をデータに基づいて明らかにすることにより、対象法人についての今後の改革の着

実な推進に資するために実施したものである。

なお、調査対象である特殊法人の事業のうち、独立行政法人に引き継がれるものに関しては、独立行政法人制度における評価システムの下で、各所管省に置かれている「独立行政法人評価委員会」及び総務省に置かれている「政策評価・独立行政法人評価委員会」の定期的な評価を通じて、事業運営の効率性や提供されるサービスの質の一層の向上が図られていくことが期待されている。

目次

1 特殊法人の財務調査と特殊法人等の改革の進展

2 課題に対する対応状況

- (1) 新たな組織や事業の在り方について、内閣に置く「第三者機関」で一体的に検討し
具体的内容をまとめることとされたもの（5事業（4法人））

略

- (2) 事業そのものの廃止が決定されたもの（6事業（4法人））

略

- (3) 新規の事業を原則として行わないことが決定されたもの（2事業（2法人））

1) **水資源開発公団の水資源開発施設の建設・管理事業**

- 2) 運輸施設整備事業団の債務償還業務（償還資金の一部を活用して行う鉄道整備費
無利子貸付等事業）

- (4) 提起した課題に対する取組に着手した段階にあることなどから、その成果を確実
なものとするため、改善のための努力を継続していくことが必要であるもの（27事
業（20法人））

- ア 事業の費用対効果、事業成果の検証等を進めていくことが必要であるもの（9事
業（7法人））

略

- イ 資産運用を行う事業であり、市場金利の動向に大きく影響されることから、引き
続き効率的な資産運用に努めることが必要であるもの（7事業（7法人））

略

- ウ その他改善効果を確実なものとするために継続的な取組が必要であるもの（11事
業（9法人））

略

- (5) 提起した課題に対する取組が行われているものの、経営内容の改善に向けて一層の
取組が必要であるもの（17事業（13法人））

- ア 貸付、保証、その他の債権の回収により、投下資金を回収する仕組みで事業が行
われるもの（8事業（6法人））

略

- イ 建設した施設等の利用料金、販売収入等により投下資金を回収し又は費用を賄う
仕組みで事業が行われるもの（7事業（6法人））

略

- ウ その他の事業（2事業（2法人））

略

3 「財務調査」において提起された課題に対する対応状況等（一覧表）

別紙参照

1 特殊法人の財務調査と特殊法人等の改革の進展

総務省では、平成9年12月から12年11月にかけて、すべての公団及び事業団を含む計34の特殊法人について、財務内容に関する一連の調査を実施し、その結果に基づいて、それぞれの法人又はその事業が当面する大きな課題等を「総合評価」として関係行政機関に通知し、所管省及び各特殊法人における取組を促してきた（以下、これら一連の特殊法人の財務内容に関する調査及びその結果に基づく通知を含めて「財務調査」と総称する）。

他方、特殊法人改革をめぐる情勢は、平成12年末以降、大きな進展をみせた。政府の特殊法人等改革推進本部を中心に、すべての特殊法人等を対象として事業の徹底した見直しとその結果を踏まえた組織形態の見直しが行われた結果、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」（以下「整理合理化計画」という。）が閣議決定された。

整理合理化計画における組織形態の見直しの結果を財務調査の対象とした特殊法人についてみると、他の法人との統合を含め廃止することとされたもの7法人、特殊会社化等民営化に向けた検討を行うこととされたもの9法人、独立行政法人化することとされたもの16法人となっている。また、財務調査において課題を提起した計57事業の多くについて、同趣旨のあるいは更に踏み込んだ事業内容の見直しを求める改革方針が整理合理化計画において示されている。

整理合理化計画は、平成17年度までの集中改革期間内に実現されるべき特殊法人の見直し内容を示したものであり、事業について講ずべき措置については、14年度以降その具体化に取り組むとともに、組織形態についても、原則として14年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、15年度には具体化を図ることとされている。また、見直し内容の実現のため、特殊法人を所管する各府省の責任ある対応が求められている。

このほか、特殊法人等の会計処理にかかる透明性の向上を図る観点から、独立行政法人になって、企業会計原則を基本とした行政コスト計算書の作成に向けた検討が、財政制度等審議会財政制度分科会の法制・公企業会計部会公企業会計小委員会において進められ、平成13年6月に「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が公表されている。これを受け、平成13年9月には、対象となる78特殊法人等が12年度決算書を基にした行政コスト計算書を公表している。

フォローアップ調査の取りまとめに当たっては、このような特殊法人改革に対する政府としての取組を踏まえ、整理合理化計画に示された改革方策のうち、財務調査において提起した課題に対応する取組として整理することが可能であるものや関連を有するものについて、必要に応じ、所管省又は当該法人におけるその後の改善措置状況や見直しの把握結果と併せて記載することとした。

2 課題に対する対応状況

財務調査は、12公団、17事業団及びその他5法人の計34法人（日本国有鉄道清算事業団は解散してその一部事務が日本鉄道建設公団に承継され、また、森林開発公団と農用地整備公団が統合され緑資源公団となったこと等に伴い、現行法人数としては計32法人（11公団、12事業団及びその他9法人））を対象として実施し、これらの法人の計57事業について課題を提起した。財務調査が提起した課題を中心にこれらの事業に関するその後の改善措置や見直し等の進捗（しんちよく）状況をみると、以下のとおり、総じて、提起した課

題の解決に向けて取組等が進められつつある状況にあると認められる。

まず、提起した課題に係る事業の在り方について、整理合理化計画において包括的な対処方針が示されているものが13事業（10法人）ある。

これらの内訳は、

- 1) 内閣に置く「第三者機関」において新たな組織や事業の在り方について一体的に検討することとされたもの5事業（4法人）
- 2) 事業そのものを廃止することが決定されているもの6事業（4法人）
- 3) **新規の事業を原則として行わないことが決定されているもの2事業（2法人）**

となっている。これらについては、整理合理化計画に基づいて、今後、その実施のため適切な措置を執っていくことが必要である。

その外の44事業（27法人）においても、提起した課題について、整理合理化計画において示された改革方策の内容を含め、改善に向けた取組等が進められている。これらを効果の面からみると、次のように分けられる。

- 1) 提起した課題に対する取組に着手した段階にあることなどから、その成果を確実なものとするために、改善のための努力を継続していくことが必要であるものが27事業（20法人）ある。

これらの内訳は、

- ア 事業の費用対効果、事業成果の検証等を進めていくことが必要であるもの9事業（7法人）
 - イ 資産運用を行う事業であり、市場金利の動向に大きく影響されることから、引き続き効率的な資産運用に努めることが重要であるもの7事業（7法人）
 - ウ その他改善効果を確実にするために継続的な取組等が必要であるもの11事業（9法人）となっている。
- 2) 提起した課題に対する取組が行われているものの、経営内容の改善に向けて一層の取組が必要であるものが17事業（13法人）ある。

これらの内訳は、

- ア 貸付、保証、その他の債権の回収により、投下資金を回収する仕組みで事業が行われるもの8事業（6法人）
- イ 建設した施設等の利用料金及び販売収入により投下資金を回収し又は費用を賄う仕組みで事業が行われるもの7事業（6法人）
- ウ その他の種類の事業2事業（2法人）となっている。

これら57事業についての事業の概要と、財務調査において提起した課題とその後における改善措置等の状況、関連する整理合理化計画の内容等（以下「フォローアップ結果等」という。）を簡潔に述べれば、以下のとおりである。

<提起した課題に係る事業の在り方について、整理合理化計画において包括的な対処方針が示されているもの>

以下の(1)から(3)に該当する計13事業（10法人）については、財務調査において提起し

た課題に係る事業の在り方について、整理合理化計画において包括的な対処方針（事業そのものの廃止方針を含む。）が決定されたところであり、今後は、その実施のため適切な措置を執っていくことが必要である。

(1) 略

(2) 略

(3) 新規の事業を原則として行わないことが決定されたもの（2事業（2法人））

以下の2事業（2法人）については、整理合理化計画において、財務調査が提起した課題に係る事業について、新規の開発事業や事業採択を原則として行わないこととされている。

これらの事業について、財務調査では、新規事業の実施に際しては需要の動向等を十分に見極める必要があることや、収支のバランスが失われることのないように留意することが必要であることを課題として提起していたところである。

これらの事業についてのフォローアップ結果等は、次のとおりである。

1) 水資源開発公団の水資源開発施設の建設・管理事業

水資源開発公団の水資源開発施設の建設・管理事業は、水資源開発基本計画に基づき、ダム、せき、用水路等の水資源開発施設の建設及び管理を行うものである（平成12年度の建設事業費990億円）。施設の建設費の原資は、治水関係用途部分については、国からの交付金等であり、利水用途部分については、国からの補助金のほか財投資金及び債券発行により調達した資金であり、通例、事業完了後に利水者から負担金を徴収して償還することとしている。また、管理費についても、その目的及び用途に従い、国からの交付金等及び利水者等の負担金により賄うこととしている。

財務調査では、水需要を示す各指標の伸びが鈍化ないし減少傾向を示していることから、「新規事業の実施に際しては、水需要の動向等を十分見極めること」を課題として提起した。

本事業について、整理合理化計画では、「水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わない」こととされるとともに、「新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止、実施中事業の事業規模の縮小等を図ることにより、全体として事業量の縮減を図る」ことが決定されている。

この観点も踏まえて、現在、国土交通省において、基本となる水資源開発基本計画の見直しが順次、水系ごとに進められている。

2) 略

<提起した課題について、整理合理化計画において示された改革方策の内容を含め、改善に向けた取組が進められているもの>

以下の(4)及び(5)に該当する計44事業(27法人)については、財務調査において提起した課題について、整理合理化計画において示された改革方策の内容を含め、取組が着手されるか又は実施されてきているが、取組による効果の発現状況は様々であり、また事業類型も多岐にわたっている。

(4) 略

(5) 略